

本市2例目

小中一貫型小学校・中学校

「(通称)信篤三つ葉学園」が
始まります!!



令和4年度から、高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校の3校が本市2例目となる小中一貫型小学校・中学校「信篤三つ葉学園」がはじまります。現在の校舎や学校名などは現在の枠組みのまま、義務教育学校に準じた形で教育が受けられる学校です。

今後、各学校の教員代表で構成する「プロジェクト会議」を設置し小学校の授業を、中学校の教員が教える、いわゆる「乗り入れ授業」など信篤地域の特色を組み入れた新しい教科の創設等を検討致します。

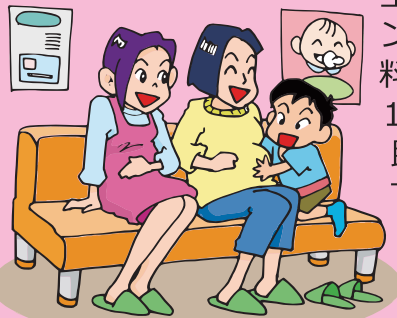
効果として小学校6年生が、中学校に進学する際に不安を感じる、中一ギャップの解消や、異学年交流があげられます。

活発な交流で子どもの新たな発見や学びになる事を期待致します。

妊産婦タクシー料金助成事業

令和3年度から開始しております。

妊産婦が健康診査等を受診する際に、新型コロナウイルスの感染リスクや経済的負担、妊娠期の母体への負担を軽減するなど妊産婦の生活を支援する事業です。健診やワクチン接種などでタクシーを利用した場合の料金助成を行います。乗車1回につき、1500円を上限に最大40回までの助成となります。本事業は、里帰り出産でも利用できることから申請を償還払い方式にて行っています。更に簡素化して申請が出来るように要望致しました。



©KOMEITO



令和4年2月議会報告

浅野さち

通信

いのちと健康を守る

いつも大変お世話になっております。**浅野さち**でございます。

皆様には、真心からのご支援ご理解を賜りまして誠にありがとうございます。1月から新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が流行し1ヶ月以上「まん延防止等重点措置」が適用され不自由な生活が続き、心からお見舞い申し上げます。

議会においては2月定例会が3月4日まで約1か月開会致しました。

令和4年新年度予算が審議され、公明党を代表し質問をさせて頂きました。

主な事業等を報告させて頂きます。



市川市議会議員 3期
建設経済委員会副委員長
勤労福祉センター運営委員会

市民相談は浅野さちまで

090 (1763) 7785

令和4年4月発行

発行者：市川市鬼高1-14-3 浅野さち

令和4年度当初予算 概要

令和4年度の予算編成は、新年度に市長が任期満了を迎えることから経常的経費を中心とした「骨格予算」となります。一般会計の予算規模として前年度比4・4%増の1668億円となっています。

歳入面において、コロナ禍の影響により令和3年度当初予算で大幅な減収を見込んだ個人市民税は実際そこまで落ち込まず、市税収入は前年度比6・2%増の約876億円見込んでおります。

また、歳出予算においてワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策費や、保育園運営費と子ども・子育て支援、健康・福祉の増進をはじめとする社会保障関係経費である民生費、衛生費が全体の約60%を占めております。

その他に地域防災力、教育環境の充実、文化・芸術・スポーツの振興等、公明党が予算要望している内容が随時盛り込まれております。

代表質問の主な項目

市政方針からESG（環境・社会・企業統治）を取り入れた行政運営の考え方について

教育行政運営方針について

- 1 基本方針の中に「現状と課題に対し、～（中略）学びを止めないという決意のもと、取り組むべき施策を着実に進めます」とあるが教育長の考え
- 2 小中一貫校の基本計画と（通称）信篤三つ葉学園について

財政について

- 1 12月補正予算で予算措置されなかった影響とその後の対処について
- 2 骨格予算編成の考え方
- 3 予算編成における市税収入の推移とその根拠について

新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 市内の感染状況と自宅療養者に対する支援体制について
- 2 ワクチン接種の取り組みについて
- 3 5歳から11歳の子どもへの接種の進め方について
- 4 新型コロナウイルス対策課の新設について

保健・子ども施策について

- 1 予防接種事業の現状について
- 2 産後ケア事業の現状と今後について
- 3 妊産婦へのタクシー料金助成事業の現状と今後について
- 4 医療的ケア児保育支援事業の概要について

病児・病後児保育

ニーズの高まりがある病児・病後児保育の拡充を公明党として強く要望してきました。

現在、病気の回復期の児童をお預かりする病後児保育施設は、北部、中部、南部にそれぞれ1施設、3施設あります。新たに病児保育を加えた施設が令和4年3月から南八幡3丁目に開設致しました。対象者は生後57日目から小学校3年生までの児童となります。ただし市外在住であっても、市内の保育園等に通所している児童は対象となります。

スタッフとして、児童10人に対して看護師1人以上、児童3人に対して保育士1名以上としており、また児童が急変した場合には併設する診療所の医師が対応致します。



医療的ケア児の支援体制

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月に成立し9月に施行されました。医療的ケアを必要とする子ども及び児童の受け入れ体制の整備を推進するため、保育園においては看護師の配置や、保育士の喀痰吸引等にかかわる研修の受講への支援を実施します。また、学校入学前には

医師監修の下、医療的ケア児のご家庭に丁寧な聞き取りを行う事で入学後の必要な支援を定め、看護師等必要な人材確保を着実に進めて参ります。

家族に対する支援として医療的ケア児等コーディネーターの役割について具体的に検討し準備しています。

